

(FC30) 複合構造委員会規則

平成17年4月1日	制 定
平成19年4月1日	一部改正
平成23年11月18日	〃
2026年7月10日	〃

(目的)

第1条 複合構造委員会（以下、「委員会」という）は、土木学会の基本方針に従い、複合構造に関する調査、研究を行い、複合構造工学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するために、複合構造工学に関する次の事業を行う。

- (1) 諸課題の調査、研究
- (2) 設計・施工・維持管理に関する指針・基準等の作成と更新
- (3) 講習会、シンポジウム、講演会、見学会等の開催
- (4) 国内および国外の学協会関係機関との研究連携
- (5) 刊行物等の企画編集等
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(存続期間)

第3条 委員会の存続期間は、土木学会委員会規程第2条による。

(構成)

第4条 委員会には、事業遂行のために幹事会を設置する。また、土木学会委員会規程第6条により、小委員会等も設置することができる。構成は、次のとおりとする。

(1) 委員会

構成員は、委員長、副委員長、幹事長、委員、幹事からなる40名程度とし、職務は、次のとおりとする。

- 1) 委員長は、委員会を代表し、事業を統括する。
- 2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在時にはその職務を代行する。
- 3) 幹事長は、幹事会を代表し、事業を処理する。
- 4) 委員は、委員会事業を遂行する。
- 5) 幹事は、幹事長を補佐し、事業を処理する。

(2) 幹事会

幹事会は、委員長、副委員長、幹事長、幹事をもって構成される。幹事会は委員会の事業の計画、立案を行い、委員会の円滑な運営を図るものとする。

(3) 小委員会等

事業遂行のため、特定の事項に関して小委員会等を置くことができる。その構成員および職務は、複合構造委員会運営細則によるものとする。

(4) 委員会顧問

複合構造委員会運営細則に従い、委員会の中に委員会顧問をおくことができる。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 委員長・委員等の選出方法と任期は、次のとおりとする。

(1) 委員長

- 1) 選出は、委員会委員の互選により候補者を選出し、理事会の承認を得て土木学会長が委嘱

する。

- 2) 任期は、6月1日より1期2年とし、1回の再任は妨げない。

(2) 委員等

- 1) 副委員長、幹事長、委員、幹事の選出は、委員長の推薦により土木学会長が委嘱する。
- 2) 任期は、6月1日より1期2年とし、再任を妨げないが、毎期改選する。

(運営)

第6条 委員会の運営は、次のとおりとする。

(1) 委員会

- 1) 委員長が招集し、原則として年2回開催する。
- 2) 委員長は、必要に応じて文書をもって委員等の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。
- 3) 土木学会委員会規程第9条および理事会の決定に従い、「事業計画および予算」を作成し、調査研究部門担当理事の承認を経て会長に提出する。
- 4) 土木学会委員会規程第10条および理事会の決定に従い、「事業報告書」を作成し、調査研究部門担当理事の承認を経て会長に提出する。
- 5) 土木学会委員会規程第8条に従い、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌等の土木学会刊行物、土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(2) 幹事会

幹事長が招集し、必要に応じて開催する。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規に定めない事項で重要な案件が生じた場合は、委員会がまとめた方針を調査研究部門担当理事に諮って実施する。

附則 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附則 (平成19年3月23日 理事会議決) この変更内規は、平成19年4月1日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則 (2026年7月10日 理事会議決) 本規則は、2026年7月10日から施行する。